

船舶事故調査報告書

令和5年11月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和4年8月6日 11時10分ごろ
発生場所	京浜港横浜第3区出田町ふ頭西端 横浜北水堤灯台から真方位325° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯35° 28.6′ 東経139° 38.7′）
事故の概要	遊漁船 ^{オーシャンマスター} ocean master 55は、出田町ふ頭西方の水路に向けて航行中、出田町ふ頭西端の岸壁に衝突した。 本船は、釣り客2人が負傷し、船首部外板に破口を伴う凹損を生じ、また、岸壁は、コンクリートに擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年8月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 ocean master 55、2.0トン 260-47154 神奈川、個人所有 8.77m (Lr) × 2.41m × 0.94m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成23年11月 （写真1、写真2 参照）
	
	写真1 外観（船首方） 写真2 外観（船尾方）
乗組員等に関する情報	船長 25歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 令和4年2月21日 免許証交付日 令和4年2月21日 （令和9年2月20日まで有効）
死傷者等	軽傷 2人（釣り客）
損傷	本船 船首部外板に破口を伴う凹損

	岸壁 コンクリートに擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、令和4年8月6日04時30分ごろ出田町ふ頭北西方に面する水路奥の定係地を出発し、京浜港横浜第5区根岸沖の釣り場で釣りをを行い、釣果を求めて移動し、千葉県木更津港沖の釣り場で釣りを行ったのち、10時30分ごろ帰港を始めた。</p> <p>本船は、船長が船尾方にある操縦席に腰を掛けて手動操舵によって操船に当たり、操縦スタンド前方にある椅子に釣り客1人（以下「釣り客A」という。）が、船尾端にある船倉の蓋に釣り客2人（以下、右舷側の釣り客を「釣り客B」という。）がそれぞれ腰を掛け、船首甲板で釣り客2人が帰り支度をしていた。（図1参照）</p> <div data-bbox="539 779 1423 1064" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">図1 本船乗員の配置状況</p> <p>船長は、横浜第3区に至り、約10ノットの対地速力まで減速し、出田町ふ頭に沿って西進中、定係地に本船の着桟場所があるかどうか、僚船の様子が気になり、僚船の船長に架電することとした。</p> <p>船長は、本船が出田町ふ頭の西端付近に至ったので、右舵を取り、船首を同ふ頭西方の水路に向けたのち、携帯電話を手にしたものの、片手での操作がうまくいかず、舵輪から手を離して両手で携帯電話の操作を始めた。</p> <p>船長は、舵を中央としたつもりであったが、舵が中央になっておらず、僅かに右舵が取られた状態となっていることに気付かずに携帯電話の操作を続け、本船が出田町ふ頭に向けて緩やかに右転し、11時10分ごろ本船の船首部が同ふ頭西端の岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、衝突に気付いて主機を停止し、釣り客A及び釣り客Bが負傷していることを知り、他の釣り客に救急車の手配を依頼し、航行を再開して定係地に着桟した。</p> <p>釣り客A及び釣り客Bは、到着した救急車によって病院に搬送され、釣り客Aが肋骨骨折、釣り客Bが打撲等とそれぞれ診断された。（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	船長は、遊漁船の甲板員として約3年間乗船し、小型船舶操縦免許証を取得したのち、遊漁船の船長として乗船していた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、出田町ふ頭西方の水路に向けて航行中、船長が、舵輪から手を離して両手で携帯電話の操作を行いながら航行したことから、僅かに右舵が取られた状態となっていることに気付かず、出田町ふ頭に向かって緩やかに右転し、同ふ頭西端の岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、定係地に本船の着積場所があるかどうか、僚船の様子が気になり、僚船の船長に架電することとしたことから、舵輪から手を離して両手で携帯電話の操作をしたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、出田町ふ頭西方の水路に向けて航行中、船長が、舵輪から手を離して両手で携帯電話の操作を行いながら航行したため、僅かに右舵が取られた状態となっていることに気付かず、出田町ふ頭に向かって緩やかに右転し、同ふ頭西端の岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、航行中は操船に集中し、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、変針後の自船の進行方向を必ず確認すること。 ・ 小型船舶の船長は、手動により操船している際に、舵輪から手を離さないこと。 ・ 小型船舶の船長は、航行中に携帯電話の操作をする場合は、周囲の安全を確認し、漂泊してから携帯電話の操作をすることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

